

## 第 5 号議案

### 亀岡市下水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 5 5 年亀岡市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 4 年 9 月 4 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

### 亀岡市下水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 5 5 年亀岡市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「7 3 , 9 0 0 人」を「7 6 , 9 0 0 人」に改め、同条第 4 項中「1 , 3 5 8 ヘクタール」を「1 , 4 3 9 ヘクタール」に改める。

第 3 条中「あつて」を「あって」に改める。

第 4 条中「第 4 項」を「第 8 項」に改める。

第 6 条第 3 項中「できなかつた」を「できなかった」に改め、同条第 4 項中「あつた」を「あった」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市公共下水道事業計画変更認可により、さらに汚水整備を推進するに当たり、排水人口、排水面積を次のとおり改正すること。
  - (1) 排水人口を汚水 76,900 人（現行 73,900 人）に改めること。
  - (2) 排水面積を汚水 1,439 ヘクタール（現行 1,358 ヘクタール）に改めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。